

令和7年12月

## 事業主様

林材業労働災害防止協会島根県支部

島根労働局長登録教習機関

(第26号 令和11年11月12日満了日)

### 木材加工用機械作業主任者技能講習の開催について

木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし携帶用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場は、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならないこととなっています。（労働安全衛生法）

作業主任者は、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者でなければならないと規定されています。

当支部では、島根労働局長登録教習機関として下記により技能講習を開催しますので、この機会に有資格者を確保されますようご案内いたします。

#### 記

1. 開催月日：令和8年2月18日（水）～2月19日（木）
2. 会場：出雲市民会館 出雲市塩冶有原町2-15  
TEL 0853-24-1212
3. 募集人員 50名
4. 受講資格：
  - ①木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
  - ②厚生労働大臣が定める者（別紙1）
5. 受講日時及び受講区分等

開催日	時間	科目内容	受講区分
2月18日	8:30～15:35 (休憩 65分)	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（6時間）	A 該当者
	15:45～17:50 (休憩 5分)	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識（2時間）	A, C 該当者
2月19日	8:30～14:30 (休憩 60分)	作業の方法に関する知識（5時間）	A, B, C 該当者
	14:40～16:45 (休憩 5分)	関係法令（2時間）	
	17:00～18:00	修了試験	

6. 受講区分（事前に受講区分をご相談ください）

区分	免除の条件	講習時間
A	科目免除なし	15時間
B	3科目免除（別紙2のIの該当者）	2時間
C	1科目免除（別紙2のIIの該当者）	9時間

7. 受講料 18,700円（受講料16,500円・テキスト代2,200円）税込

受講一部免除者（受講区分B・C該当者）は

13,200円（受講料11,000円・テキスト代2,200円）税込

8. 受講申込

（1）申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、本人確認のできる公的書類の写し（免許証、保険証など）を添えて下記申込先へ郵送等でお申し込みください。

※1. 写真は6ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの。（修了証の写真に使用します）

※2. 受講申込書の事業主証明欄に必ず事業主の証明印を受けてください。

※3. 別紙2により科目の一部免除を申請する方は指導員免許証、修了証、合格通知書等のいずれかの写しを添付してください。

※4. 電話、FAX等での事前予約は不可。

※5. 消せるボールペンでの記入は不可。

〈お問合せ・申込書送付先〉

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館  
林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部 宛  
電話 0852-21-3852

（2）申込期限 令和8年2月5日（木）

※定員に達した場合は受付を終了します。

（3）受講料の納入

① 受講票送付の際に別途お知らせします。

② 令和8年2月12日（木）以降のキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねます。

③ 申込者が少数の場合は開催を中止させていただくことがあります。

9. 修了証の交付

必要科目を受講し、修了試験に合格された方には、後日修了証を交付します。

\*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 10. その他

### (1) 持ち物

- ・本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
- ・筆記用

[個人情報について]

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習等の適切な実施のために使用するものであり、その他には使用いたしません。

## 別紙1

厚生労働大臣が定める者

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年9月30日労働省告示第100号。以下「木工規程」という。第1条）

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者

- ① 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- ② 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- ③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- ④ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- ⑤ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年労働省令第13号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- ⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

別紙2

講習科目の受講の一部免除（木工規程第4条関係）

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
I	<p>1 木工規程第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者（機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p>
II	林業・木材製造業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第36条第1項の第1号規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識